

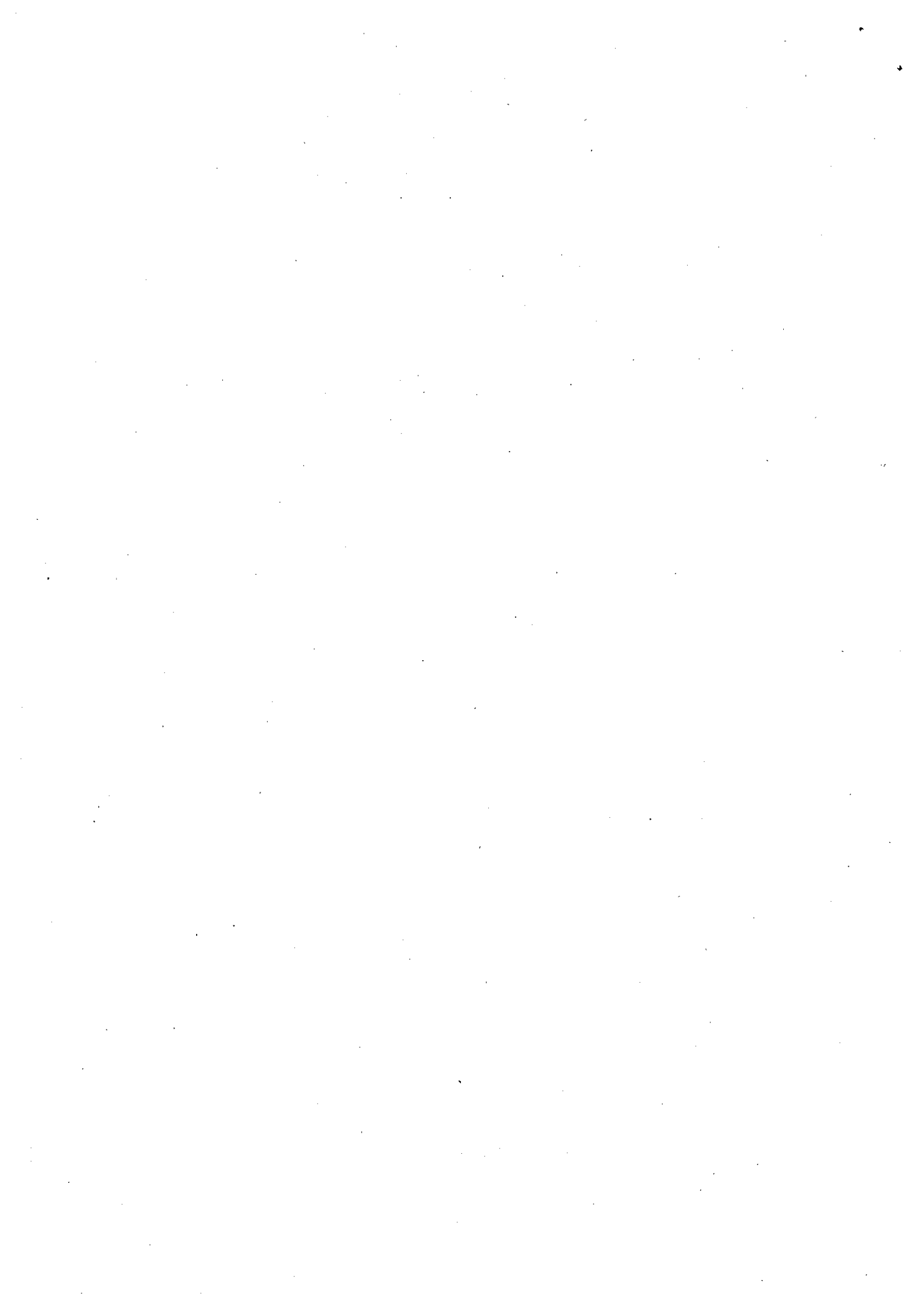
第91号議案

長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例について

	ページ
1 条例改正案の概要	1
(1) 魚の町二輪車等駐車場の廃止	1
(2) 築町二輪車等駐車場への利用料金制の導入	3
2 条例新旧対照表	6

土木部

令和元年6月



1 条例改正案の概要

(1) 魚の町二輪車等駐車場の廃止

ア 目的

新市庁舎周辺道路の整備に際し、魚の町二輪車等駐車場が支障となることから、当該駐車場を廃止するもの。

なお、代替の機能確保として市民会館地下駐車場内に設けている二輪車等駐車場の収容台数を50台から73台に増設を行う。

イ 改正の内容

長崎市魚の町二輪車等駐車場を廃止するもの。

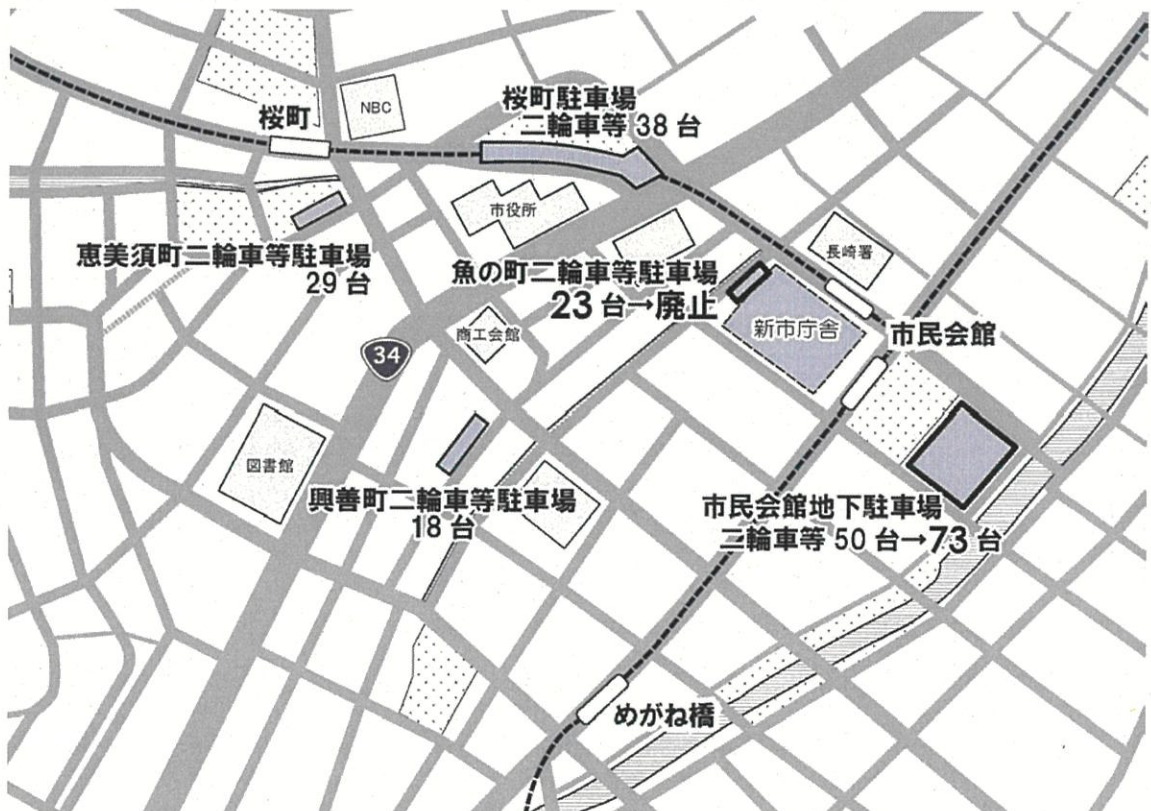
ウ 施設概要

- (ア) 設置場所 長崎市桜町
- (イ) 開設年度 平成元年（平成22年度有料化）
- (ウ) 収容台数 23台
- (エ) 供用時間 午前0時～午後12時（終日）

エ 施行日（廃止時期）

令和元年8月15日

オ 位置図



カ 現況写真

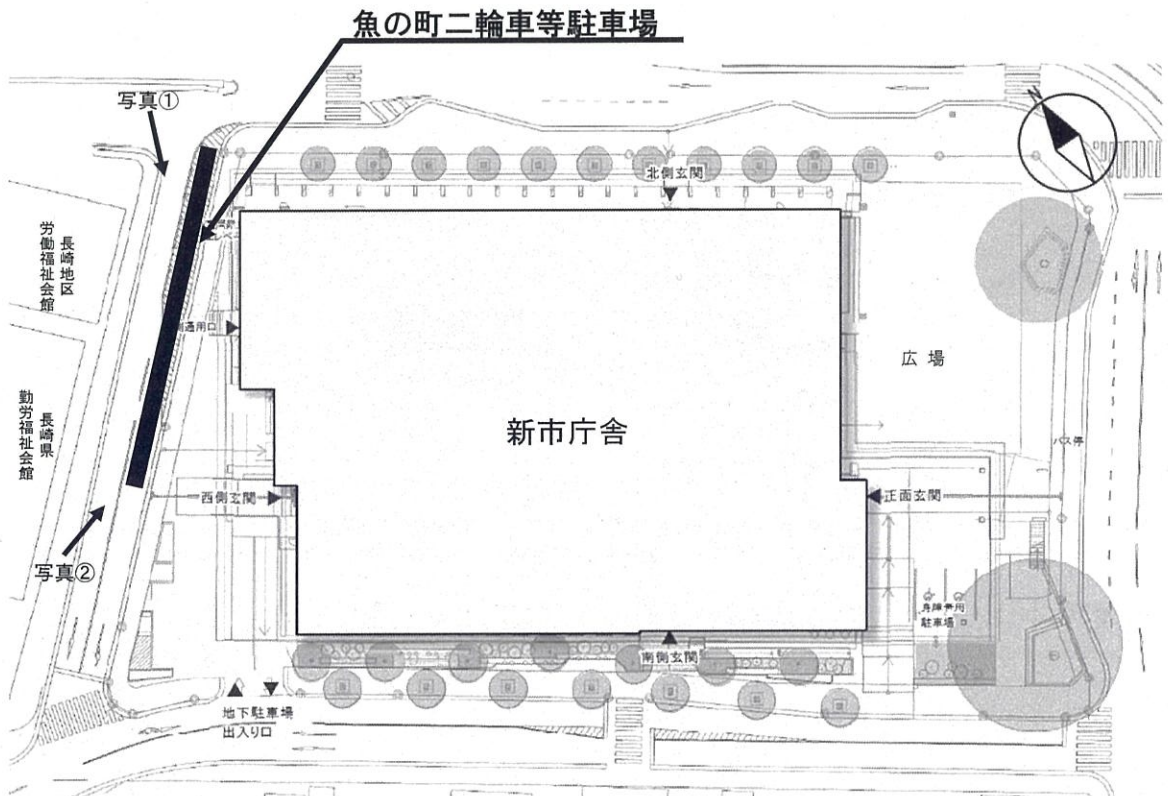


① 全景（長崎署側より）



② 全景（上下水道局別館側より）

キ 平面図



(2) 築町二輪車等駐車場への利用料金制の導入

ア 目的

築町二輪車等駐車場の管理運営にあたっては、指定管理者制度を導入し、民間事業者による管理運営を行っているが、その維持管理に要する経費すべては設置者たる市から指定管理委託料として支出するとともに、一方で料金収入は市の歳入として受け入れている。

今回、令和2年4月1日での指定管理者の更新を契機として、指定管理者の自律的な経営努力を発揮しやすくし、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めることを目的として、施設の利用に係る料金を直接、指定管理者の収入として收受させる「利用料金制」を導入することとし、そのための条例改正を行うもの。

イ 改正前後の主な変更点

項目	改正前	改正後
料金設定	条例で定める額	条例に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める
料金収入	使用料としてすべて市が收受	指定管理者の収入として收受させる
料金減免	条例施行規則で定める者を対象	指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる

ウ 施行日

令和2年4月1日

エ 施設の概要

(ア) 施設の名称

長崎市築町二輪車等駐車場

(イ) 施設の目的

本市中心部である浜町・築町地区における二輪車等の放置及び路上駐輪を防止することにより、道路交通の円滑化を図り、もって良好な生活環境を確保する。

(ウ) 駐車場の位置・収容台数及び供用開始日

位 置	長崎市築町3番18号(メルカつきまち屋上)
収容台数	172台(大型バイク用30台を含む)
供用開始日	平成10年9月19日

オ 管理運営の概要

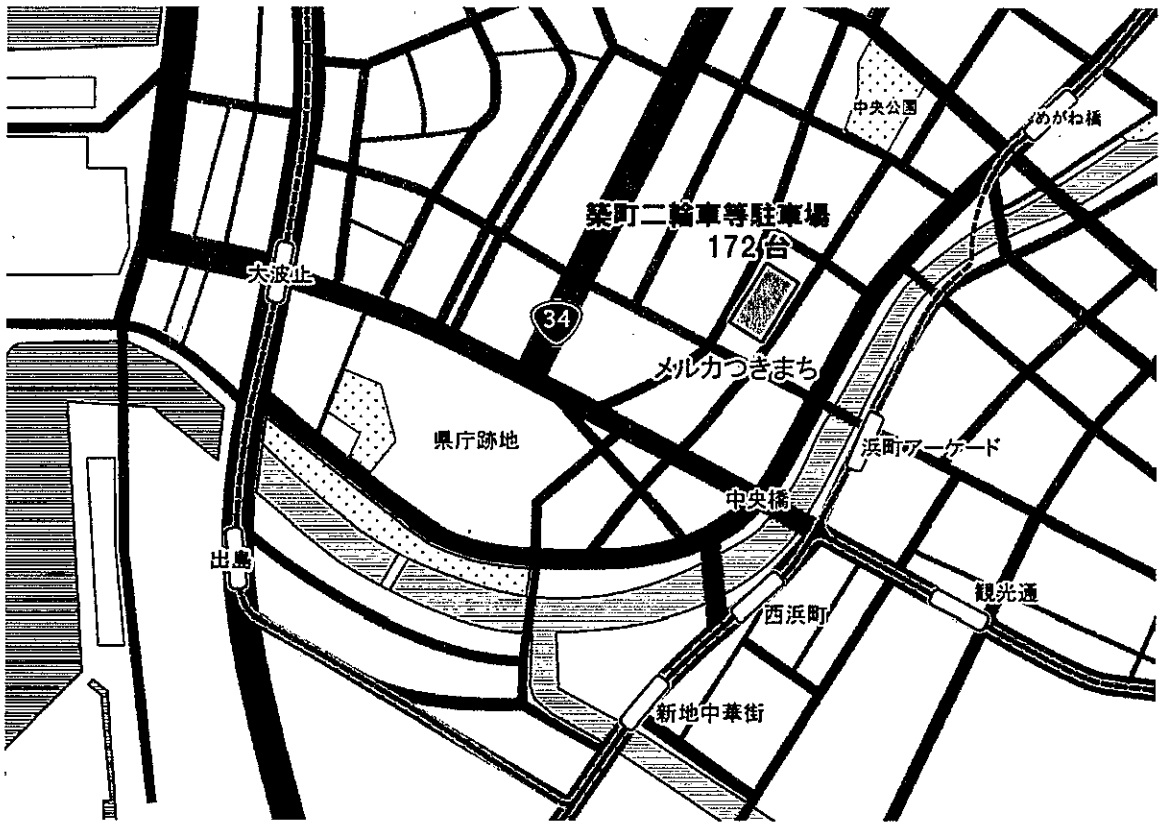
(ア) 供用期間、供用時間及び入出庫時間

供用期間	1月1日～12月31日(年中無休)
供用時間	午前0時～午後12時(終日)
入出庫時間	午前7時～午後11時
指定管理者	長崎つきまち株式会社
指定期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日

(イ) 利用方法及び駐車料金

区 分		入出庫1回ごとの料金
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100円
	1時間を超えるとき	200円
24時間を超える場合		24時間につき200円
定期駐車券		月額3,080円
回数駐車券(11枚綴り)		2,000円

カ 位置図



ク 施設の状況

(ア) 利用者の推移

(単位：台)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用台数	36,086	34,910	35,400	31,736

(イ) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金額	5,748	5,748	5,748	5,748

※平成 30 年度は決算見込み額

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 駐車料金収入

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
金額	6,426	6,431	6,301	5,473

※平成 30 年度は決算見込み額

2 条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○長崎市二輪車等駐車場条例</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条 市長は、長崎市築町二輪車等駐車場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる条件を満たす団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（1） 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>（2） 長崎市築町二輪車等駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>（3） 長崎市築町二輪車等駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 長崎市築町二輪車等駐車場の供用に関する業務</p> <p>（2） 長崎市築町二輪車等駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、長崎市築町二輪車等駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務</p>	<p>○長崎市二輪車等駐車場条例</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第4条（左同）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条（左同）</p>

(供用日等)

第6条 二輪車等駐車場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

(1) 供用日 1月1日から12月31日まで

(2) 供用時間 午前0時から午後12時まで

2 二輪車等駐車場(長崎市築町二輪車等駐車場を除く。)の入出庫時間は、市長が別に定める。

3 長崎市築町二輪車等駐車場の入出庫時間は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

4 前項の承認の基準は、長崎市築町二輪車等駐車場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(駐車料金)

第7条 有料の二輪車等駐車場の駐車料金の額は、別表第3のとおりとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、定期駐車券及び回数駐車券を発行することができる。

3 駐車料金は、出庫の際に納入しなければならない。ただし、定期駐車券又は回数駐車券を利用する場合は、当該駐車券の発行の際に納入しなければならない。

第8条～第9条(略)

(供用日等)

第6条(左同)

(駐車料金)

第7条 有料の二輪車等駐車場(長崎市築町二輪車等駐車場を除く。)の額は、別表第3のとおりとする。

(削除)

2 駐車料金は、出庫の際に納入しなければならない。

第8条～第9条(略)

(利用料金)

第10条 長崎市築町二輪車等駐車場に二輪車等を駐車させた者は、長崎市築町二輪車等駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

(駐車の拒否等)

第10条 (略)

(禁止行為)

第11条 (略)

(損害賠償)

第12条 (略)

(市長による管理)

第13条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合においては、第6条第2項及び第7条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場を除く。）」とあるのは「二輪車等駐車場」と、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、第6条第3項及び第4項の規定は適用しない。

2 利用料金は、別表第4に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(駐車の拒否等)

第12条 (略)

(禁止行為)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(市長による管理)

第15条 (左同)

2 前項の場合における第6条第2項、第10条第1項及び第11条の規定の適用については、第6条第2項中「二輪車等駐車場（長崎市築町二輪車等駐車場を除く。）」とあるのは「二輪車等駐車場」と、第10条第1項中「長崎市築町二輪車等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは

3 (略)

(委任)

第14条 (略)

「別表第4に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」とし、第6条第3項及び第4項並びに第10条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 (略)

(委任)

第16条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和元年8月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の長崎市二輪車等駐車場条例第7条第2項の規定により発行された定期駐車券及び回数駐車券は、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

3 改正後の長崎市二輪車等駐車場条例（別表第2を除く。）の規定は、施行日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第3条関係)

名称	位置
長崎市築町二輪車等駐車場	長崎市築町
(中略)	
長崎市新地町二輪車等駐車場	長崎市新地町
長崎市魚の町二輪車等駐車場	長崎市桜町
長崎市元船町第2二輪車等駐車場	長崎市元船町
(中略)	
長崎市新大工町二輪車等駐車場	長崎市新大工町

別表第3 (第7条関係)

1 通常の駐車料金

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100 円
	1時間を超えるとき	200
24時間を超える場合		24時間につき200円

備考 この表は、次項の表の適用を受けない二輪車等の駐車に適用する。

2 長崎市築町二輪車等駐車場の定期駐車券及び回数駐車券の料金

区分	金額
定期駐車券	月額 3,080 円
回数駐車券(11枚綴り)	2,000

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第3条関係)

名称	位置
長崎市築町二輪車等駐車場	長崎市築町
(中略)	
長崎市新地町二輪車等駐車場	長崎市新地町
(削除)	
長崎市元船町第2二輪車等駐車場	長崎市元船町
(中略)	
長崎市新大工町二輪車等駐車場	長崎市新大工町

別表第3 (第7条関係)

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100 円
	1時間を超えるとき	200
24時間を超える場合		24時間につき200

別表第4（第10条関係）

1 通常の駐車

区分		入出庫1回ごとの金額
24時間以内の場合	最初の1時間まで	100
	1時間を超えるとき	200
24時間を超える場合		24時間につき200

2 定期駐車券及び回数駐車券

区分	金額
定期駐車券	月額 3,140
回数駐車券（11枚つづり）	2,000